

○社会労働委員会

內閣提出法律案（五件）

国 第 九 十 四 回		40	39	30	28	番 号
老人保健法案		国民年金法等の一部を改正する法律案	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	件 名
五 六 五 五		二 二 二	二 二 二	二 二 〇	五 七 九	提 出 月 日
送 付 五 七 八 四	受 領 四 二 〇	受 領 五 一 四	受 領 四 一 三	受 領 四 一 三	受 領 五 七 九	送 付 本院に受 領 月 日
五 六 二 三 〇	四 二 三	(予)	(予)	(予)	(予)	付 委 員 会 参 議
修 正 五 七 八 三	修 八 正 三	可 八 決 三	修 八 正 三	可 五 七 五 三	議委 員 決 會	議 院
修 正 五 七 八 四	修 八 正 四	可 八 決 四	修 八 正 四	可 五 七 五 四	議本 會 決 議	
五 七 八 五	三 一 六	二 一 九	二 一 〇	五 七 三 九	付 委 員 会 衆 議	
可 決 五 七 八 九	可 四 決 五	可 四 決 七	可 四 決 八	可 五 七 四 〇	議委 員 決 會	
可 決 五 七 八 〇	可 四 決 〇	可 五 一 四	可 四 決 三	可 五 七 四 〇	議本 會 決 議	
	衆 同 意 八 回 付 四	衆 同 意 八 回 付 四	衆 同 意 八 回 付 四	五 七 八 四		備 考

本院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提	参考議院	備考
10	7	5	4	3	
戦時災害援護法案	育児休業法案	市町村が行う寒冷地世帯暖房費 援助事業に係る国の補助に関する法律案	雇用における男女の平等取扱い の促進に関する法律案	公衆浴場法の一部を改正する法律案	
外本岡 (七三〇) 六昭次 ○名君	外安恒良 (五一三) 二一名君	対馬孝且 (四二六) 一一名君	田中寿美子君 (四三〇) 二一名君	田中寿美子君 (五七、四三〇) 七一名君	(月日)
八二	五一三	四三〇	四三〇	五七、四三〇	付月日
					出月日
七三〇	五一三	四二六	四二六	五七、四二六	付委員会
未了	未了	未了	未了	未了	議委員決議
(予)八二	(予)五一三	(予)四三〇	(予)四三〇	(予)五七、四三〇	付委員会
					議委員決議
					議本会議
					議本会議
					備考

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者	予備送	本院へ	参議院	付委員会	議委員会	本会議	付委員会	衆議院	備考
35	34	25	17	13	1						
正する法律案 毒物及び劇物取締法の一部を改 正する法律案	医療法の一部を改正する法律案	労働基準法の一部を改正する法 律案	定年制及び中高年齢者の雇入れ の拒否の制限等に関する法律案	原子爆弾被爆者等援護法案	歯科技工法の一部を改正する法 律案						
委員会 社員 労働 九長	外森井忠良君 二名 (五 四)	外森井忠良君 三名 (五 三)	外田口一男君 八名 (四 三)	森井忠良君 六名 (五 八)	森井忠良君 六名 (五 八)	委員会 社員 労働 九長 (五 六 二 三 三 二)	(月 日)				
八 一〇	八 六	五 四	四 六	五 七、 四、 九	五 七、 四、 九	五 六、 二 二 一 一	付月日				
五 七、 八 一〇						五 六、 二 三 一 一	提出月日				
(予) 八 一〇	(予) 八 六	(予) 五 四	(予) 四 六	(予) 五 七、 四、 九	(予) 五 七、 四、 九	五 六、 二 三 二 (予)	付委員会				
可 五 七、 八 一九 決						五 六、 二 三 三 二 (予)	議委員会				
可 五 七、 八 二〇 決						五 六、 二 三 三 二 (予)	本会議				
	八 六	五 四	四 六	五 七、 四、 九	五 七、 四、 九	五 六、 二 三 三 二 未	付委員会				
	継 統 審 查	継 統 審 查	継 統 審 查	継 統 審 查	了		議委員会				
可 五 七、 八 一〇 決							可 五 六、 二 三 三 二 決				

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）（衆議院送付）

五七、二、九 内閣提出

四、二〇 衆可決

五、一四 参可決

要旨

本法律案は、高齢化社会に対応した勤労者の計画的な財産形成及び持家取得の一層の促進を図るため、勤労者財産形成年金貯蓄制度の創設及び勤労者財産形成持家融資の貸付限度額の引上げ等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。（勤労者財産形成は、以下、財形という。）

一、財形年金貯蓄制度の創設

1 財形年金貯蓄契約

(1) 財形年金貯蓄契約とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次の契約をいうものとすること。

① 金融機関等との預貯金等に関する契約

イ 金銭の払込みは、五年以上、定期に行い、年

金の支払は、六十歳以後五年以上、定期に行われること。また、金銭の払込みは、事業主が賃金から控除して行うか、勤労者が財形給付金等により行うこと。

ロ 預貯金等（利子等を含む）は、年金の支払等の場合を除き、払出し等をしないこと。

② 生命保険会社等との生命保険契約等（郵便年金契約を含む）

イ ①のイの要件を満たすこと。

ロ 金銭の支払は、年金の支払のほか、年金支払開始日前にその者が死亡した場合に限り行われ、その保険金等の額は、所定額以下であること。

また、被保険者とその者が生存しているときの年金受取人とが、同一人であること。

(2) 財形年金貯蓄契約は、勤労者一人が一契約にかぎり締結できること。

2 財形年金貯蓄制度の創設に伴う措置等

財形貯蓄契約は五十五歳未満の勤労者が締結した契約とすること、財形給付金契約等の受益者等に財形年貯蓄契約に基づく預入等を行う勤労者を加えること

等の規定の整備を行うこと。

二、財形持家個人融資の貸付限度額の引上げ

貸付限度額を財形貯蓄（財形年金貯蓄を含む）の額の三倍から五倍に引き上げること。

三、施行期日

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行すること。

ただし、財形持家個人融資の貸付限度額の引上げに係る規定は、公布の日から施行すること。

四、財形貯蓄契約等に係る経過措置等

施行日以後二年間は、五十五歳以上の勤労者であつても財形貯蓄契約及び財形年金貯蓄契約を新たに締結できるものとすること、施行日以後二年間のうちに締結する

財形年金貯蓄契約については、金銭の払込み期間は三年以上で足りるものとすること等の経過措置等を講ずること。

委員長報告

ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、高齢化社会に対応した勤労者の計画的な財産形成の一層の促進を図るため、勤労者財産形成年金貯蓄制度を創設するとともに、勤労者財産形成持ち家個人融資の貸付限度額を引き上げること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上御報告いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）（衆議院送付）

五七、二、一〇 内閣提出

四、一三 衆可決

八、四 参修正
八、五 衆同意

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者等の妻に対する特別給付金等の支給範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1、障害年金の額の引上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、第一項症の場合現行の三百七十二万円を昭和五十七年五月分から三百九十二万五千円、同年八月分から三百九十五万五千円に増額するとともに、扶養親族加給の額についても引き上げること等とすること。

2、遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金（先順位者）の額を、恩給法に準じて引き上げ、現行百二十三万六千円を昭和五十七年五月分から百二十九万九千円、同年八月分から百三十一万円とともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る遺族年金等の額について、現行の二十四万円を同年五月分から二十五万三千二百

円、同年八月分から二十五万九千円に引き上げること等とすること。

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、現行の九万五千円を昭和五十七年五月分から十万二百五十円、同年八月分から十万二千円に引き上げること。

三、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父

母等に対する特別給付金支給法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

昭和五十六年の遺族援護法の改正により、遺族給与金を受ける権利を有するに至つた戦没者の妻及び父母等並びに障害年金等を受けるに至つた戦傷病者等の妻に対し、それぞれ特別給付金として額面二十万円十年償還、同十万円五年償還、同五万円五年償還の無利子の国債を支給すること。

四、施行期日

この法律は、昭和五十七年五月一日から施行すること。ただし、障害年金、遺族年金等の再度の増額については同年八月一日から、三、については同年十月一日から施

行すること。

修正要旨

本法律案中「昭和五十七年五月一日」施行（再度の増額については八月一日）となつてゐる戦傷病者戦没者遺族等援護法等による遺族年金等の額の引上げについては、これを公布の日から施行し、同年五月一日（再度の増額については八月一日）から適用すること。

委員長報告

老人保健法案の委員長報告参照

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）（衆議院送付）

五七、二、一二 内閣提出

五、一四 衆可決

八、四 参可決

要旨

本法律案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額九万八千円から十万二千四百円に引き上げること。

二、特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額三万六千円から三万七千七百円に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万三千六百円から

三万五千百円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものに支給する健康管理手当の額を、月額三万四千円から三万五千百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額一万四千円から二万五千百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万一千円から一万二千六百円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、昭和五十七年九月一日から施行すること。

委員長報告

老人保健法案の委員長報告参照

国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）（衆議院送付）

五七、二、一二 内閣提出

四、二〇 衆可決

八、四 参修正

八、五 衆同意

要旨

本法律案は、老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和五十七年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、拠出年金に関する事項

1 物価スライドの特例措置

昭和五十七年度において、昭和五十六年度の消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であつても、特例としてその上昇率に応じた年金額の引上げを実施

すること。

2 物価スライドの実施時期の繰上げ

昭和五十七年度における年金額の引上げの実施時期を、厚生年金保険及び船員保険については昭和五十七年十一月から同年七月に、拠出制国民年金については昭和五十八年一月から昭和五十七年八月に、それぞれ繰り上げること。

二、福祉年金に関する事項

1 老齢福祉年金

老齢福祉年金の額を月額二万四千円から二万五千百円に引き上げること。

2 障害福祉年金

障害福祉年金の額を一級障害について月額三万六千円から三万七千七百円に、二級障害について月額二万四千円から一万五千百円に、それぞれ引き上げること。

3 母子福祉年金及び準母子福祉年金

母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を月額三万三千円から三万一千七百円に引き上げること。

三、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を児童一人の場合月額三万千二百円

から三万二千七百円に、児童二人の場合月額三万六千二百円から三万七千七百円に、それぞれ引き上げること。

四、特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万四千円から二万五千百円に、重度障害児一人につき月額三万六千円から三万七千七百円に、それぞれ引き上げること。

五、福祉手当に関する事項

福祉手当の額を月額一万円から一万五百五十円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、昭和五十七年九月一日から施行すること。ただし、物価スライドの特例措置に関する規定については、公布の日から施行すること。

修正要旨

本法律案のうち、拠出年金の昭和五十七年度における物価スライドの実施期間については公布の日から施行し、厚生年金保険及び船員保険は同年七月一日、国民年金は同年八月一日からそれぞれ適用すること。

委員長報告

老人保健法案の委員長報告参照

老人保健法案（第九十四回国会閣法第七四号、第九十五回国会衆議院送付）（本院継続審査）

九十四回国会 五六、五、一五 内閣提出

衆継続審査

九十五回国会 五六、一〇、一五 衆本会議趣旨説明
一一、一三 衆修正
一一、二〇 参本会議趣旨説明
参継続審査

九十六回国会 五七、八、四 参修正

八、一〇 衆可決

要旨

本法律案は、本格的な高齢化社会に対応して、老後における健康の保持を図るため、健康手帳の交付、健康診査、医療等の保健事業を総合的に実施するとともに、これに必要な費用の公平な負担を図り、あわせて社会保険診療報酬

支払基金の保険者からの拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付の業務等について定めるものである。

なお、衆議院において、診療報酬支払方式の中央社会保険医療協議会での審議、一部負担の軽減、保険者拠出金の按分率の法定化等について、修正がなされている。

衆議院送付案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

国民の自助と連帯の精神に基づき、国民の老後にかかる健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病的予防、治療、機能訓練に至る各種保健事業を総合的に行うとともに、それに必要な費用は国民が公平に負担することを目的とすること。

二、老人保健審議会

- 1 老人保健審議会は、保険者の拠出金等に関する重要事項を調査審議するものとすること。（政府原案では、老人保健に関する重要事項を調査審議するとなつてゐる）
- 2 審議会は、老人保健事業の関係者及び学識経験者二十人以内の委員で構成するものとすること。

三、保健事業

1 市町村は、厚生大臣が地域の実情に配意して定める

基準に従い、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、
健康診査、医療、機能訓練、訪問指導等の各種保険事
業を総合的、一体的に行うこととする。

2 医療は七十歳以上の者及び六十五歳以上七十歳未満
で一定程度以上の障害のある者を対象とし、その他の

保健事業は四十歳以上の者（職域等においてこれらの
事業に相当する事業の対象となる者を除く）を対象と
するものとすること。（政府原案では、医療の対象は
七十歳以上となつてている）

3 医療は健康保険法及び国民健康保険法による保険医
療機関に健康手帳を提示して受けるものとすること。

4 老人保健法による診療方針及び診療報酬は、厚生大
臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるも
のとすること。（政府原案では、厚生大臣は老人保健
審議会に諮問するとなつてている）

5 医療を受ける者は、老人保健取扱機関ごとに、外来
一月四百円（政府原案は五百円）、入院一日三百円、
二箇月間を限度（政府原案は四箇月間を限度）として
一部負担金を支払うものとすること。

四、費用

1 医療に要する費用は、国二〇〇パーセント、都道府県
及び市町村はそれぞれ五パーセントを負担するほか、
医療保険各法の保険者が七〇パーセントを拠出するも
のとし、保険者拠出金の按分率は一分の一として法定
すること。（政府原案では、政令により一分の一以上
を按分するとなつている）

2 医療以外の保健事業に要する費用は、国、都道府県、
市町村がそれぞれ三分の一ずつ負担するものとするこ
と。

五、社会保険診療報酬支払基金における老人保健業務

社会保険診療報酬支払基金は、保険者から医療に要す
る費用にかかる拠出金を徴収し、市町村に対し交付する
事務を行うものとすること。

六、関係法律の改正

老人福祉法の一部改正により、老人医療費の支給に關
する規定等を整理するほか、医療保険各法においては、
七十歳以上の加入者について療養の給付を行わないこと
等とすること。

七、施行期日

老人保健審議会に関する部分は公布の日から三月を超えない範囲内において、その他の部分は公布の日から一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

修正要旨

一、次年度以降の保険者拠出金の加入者按分率^{あん}は、老人人口の増加率等を勘案して毎年度政令で定める率とし、この法律施行後三年以内を目途として見直すものとすること。

二、一により加入者按分率^{あん}を政令で定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴くものとすること。

三、被用者保険本人の入院時一部負担金は、健康保険法による負担額（一万五千円）を限度とすること。

四、その他保険者の拠出金等について所要の修正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、社会

労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主なる内容は、国民の老後ににおける健康の保持と

医療の確保を図るため、市町村は健康手帳の交付、健康診査、医療等の保健事業を、医療については七十歳以上の住民を、その他の保健事業については四十歳以上の住民を対象として総合的に実施すること。その医療を受ける際、医療を受ける者が一部負担金を支払うこととし、保健事業に要する費用について、医療以外の保健事業は国、都道府県、市町村がそれぞれ三分の一ずつの負担を、医療に要する費用については国が二割、都道府県及び市町村がおのおのの五%、医療保険各法に定める保険者が七割を拠出し、その保険者の拠出金は、老人医療費の三分の一を七十歳以上加入者の総数を基準として案分調整すること。社会保険診療報酬支払基金の保険者からの拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の業務等について規定すること等であります。

委員会におきましては、愛知県、静岡県に対する現地調査、参考人からの意見聴取、内閣、地方行政、文教及び農林水産委員会と連合審査を行うなど慎重な審査が行われま

した。

委員会における質疑の主なる点は、第一は老人医療費の増大と診療報酬の支払い方式について、第二は老人医療費拠出金の決定方法とその限度について、第三は保健事業の具体的な内容と実施体制、要員の確保、施設の整備、第四は老人医療に対する一部負担の導入等であります。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表し、遠藤理事より、第一に、保険者拠出金の加入者案分率は老人人口の増加率を限度とし、法律施行後三年以内を目途に見直すこと、第二に、入院時一部負担金の軽減などを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、日本共产党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合よりそれぞれ原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、老人の心身の特性を踏まえ、診療方針及び診療報酬を改善すること等を内容とする附帯決議が付されております。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外二法律案について申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほか、関連する四法律を改正しようとするものであり、その主なる内容は、戦傷病者戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げ、戦没者等の妻に対する特別給付金等の支給範囲の拡大等であります。

国民年金法等の一部を改正する法律案の主なる内容は、厚生年金、船員保険及び拠出制国民年金について、昭和五十七年度において、昭和五十六年度の消費者物価上昇率が5%を超えない場合であっても、特例としてその上昇率に応じた年金額の引き上げを実施するほか、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額をそれぞれ引き上げること等を内容とするものであります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小

頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額をそれぞれ引き上げるものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として審議を進めましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会を代表して、安恒理事より、施行期日の繰り上げについての各派共同修正案が提出され、次いで自由民主党・自由国民会議を代表して、佐々木理事より、拠出年金の年金額の物価スライドの施行期日について、本年七月一日、八月一日とあるのを公布の日と改め、それぞれ七月一日、八月一日にさかのぼつて適用する旨の修正案が提出されました。

採決の結果、渡部理事提出の修正案は賛成少数で否決され、佐々木理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案は多数でそれ可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

最後に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会を代表して、柄谷委員より、施行期日の繰り上げについての各派共同修正案が提出されました。

採決の結果、安恒理事提出の修正案は賛成少数で否決され、佐々木理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案は多数でそれ可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次に、国民年金法等の一部を改正する法律案について、

日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会を代表して、渡部理事より、物価スライド等の実施時期繰り上げについての各派共同修正案が提出され、次いで自由民主党・自由国民会議を代表して、佐々木理事より、拠出年金の年金額の物価スライドの施行期日について、本年七月一日、八月一日とあるのを公布の日と改め、それぞれ七月一日、八月一日にさかのぼつて適用する旨の修正案が提出されました。

なお、以上三法律案に対し、それぞれ附帯決議が付され

ております。

以上御報告いたします。

三、その他

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

歯科技工法の一部を改正する法律案（衆第一号）（衆議院提

出）

五六、一二、二一 衆社会労働委員長提

出

一一、一一 衆可決

一一、一一 参可決

要旨

本法律案は、歯科技工士の資質の向上に資するため、次の措置を講じようとするものである。

一、歯科技工士の免許権者を、都道府県知事から厚生大臣に改めること。

二、歯科技工士試験は、厚生大臣がこれを行ふものとし、その試験に関する事務の全部又は一部を都道府県知事に委任することができるものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました歯科技工法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主なる内容は、歯科技工士の免許権者及び歯科技工士試験の実施権者を都道府県知事から厚生大臣に改めること等であります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上御報告いたします。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（衆第三五号）

（衆議院提出）

五七、八、九 衆社会労働委員長提

出

八、一〇 衆可決

八、二〇 参可決

要旨

本法律案は、最近におけるシンナー等の乱用者の動向にかんがみ、シンナー等をみだりに摂取し、若しくは吸入し又はこれらの目的で所持する行為の禁止規定に違反した者に対する法定刑を、現在の三万円以下の罰金から、一年以下の懲役等に処することができるよう改めるものである。

またはこれらの目的で所持する行為の禁止規定に違反した者に対する法定刑を引き上げ、新たに一年以下の懲役等に処することができます。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上御報告いたします。

委員長報告

ただいま議題となりました毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、シンナー等をみだりに摂取し、若しくは吸入し